

令和7年度
南小国町簡易水道事業
水質検査計画



南小国町建設課

目 次

はじめに

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要並びに施設の状況
- 3 水質検査項目、採水地点、及び検査頻度
- 4 臨時の水質検査
- 5 水質検査の委託とその選択基準
- 6 水質検査計画及び検査結果の公表並びにご利用の皆様の意見

別紙

令和7年度水質検査計画

令和7年度水質検査採水計画

水質検査採水箇所一覧

はじめに

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

1 基本方針

南小国町簡易水道事業では、安心、安全な水道水を供給するため、水源となる地下水の特徴及び水質管理において優位すべき事項を踏まえ、かつ、新しい水質基準に関する省令等の定めに準ずることを基本方針として水質検査を実施します。

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓（蛇口）、原水は水源施設にて直接取水できる箇所とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目とします。
- (3) 検査頻度は、次のとおりとします。
 - ① 水道法に基づき色、濁り及び残留塩素の検査については1日1回行います。
 - ② 水質基準項目における検査については、月1回以上の検査が必要な項目、及び3ヶ月に1回以上の検査が必要な項目に区分され、過去の検査結果、水源や給水地域の状況、特性等を踏まえ検査回数を軽減または省略することが可能となっていますが、水道水の安全性並びに1年間の水質変化を確認するため、全項目を年1回、32項目を年3回行います。
 - ③ 原水の検査については、水質基準の適用を受けませんが、水質基準項目のうち40項目を年1回行います。また、耐塩素性病原生物の汚染の可能性を判断するため指標菌の検査を年4回行います。これに加え有機フッ素化合物の含有がないか確認するための検査を年1回行います。

2 水道事業の概要並びに施設の状況

南小国町の水道は、中山間地域で起伏が著しく集落が点在しているといった地理的な条件で、簡易水道施設が主な地区毎に7つの給水区域に点在する形で給水を行っています。給水状況及び施設の状況については以下のとおりです。

- (1) 給水状況（令和5年度末）

行政区域内人口	3, 8 5 3 人
給水区域内人口	3, 6 5 6 人
給水人口	3, 3 5 7 人
普及率	9 1. 8 %

給水戸数	1, 5 6 9 戸
計画 1 日最大給水量	4, 4 9 2 m ³ /日

(2) 施設の状況

配水区名	給水開始	水源地名	原水の種別	浄水方法	計画取水量
市原配水区	S33. 4. 1	立岩	湧水	塩素消毒	809 m ³ /日
満願寺配水区	S57. 12. 1	志童子	湧水	塩素消毒	72 m ³ /日
黒川配水区	S48. 4. 1	平野台	湧水	塩素消毒	3, 042 m ³ /日
瀬の本配水区	S39. 6. 1	瀬の本	深井戸	塩素消毒	50 m ³ /日
中原配水区	S32. 4. 1	中原	湧水	塩素消毒	430 m ³ /日
		横道	湧水	塩素消毒	
		松の木	深井戸	塩素消毒	
波居原配水区	S62. 4. 1	波居原	湧水	塩素消毒	—
満願寺西配水区	H14. 4. 1	星和	深井戸	塩素消毒	89 m ³ /日

3 水質検査項目、採水地点及び検査頻度

(1) 毎日検査

1 日 1 回、各簡易水道を代表する公共施設の給水栓において色・濁り・残留塩素の監視を行います。

(2) 水質基準項目検査

検査する水質基準項目については、過去の検査結果等も踏まえて、下記のとおり検査を行います。なお、詳細については別紙「令和 6 年度水質検査計画」の一覧表に、採水箇所については「水質検査採水箇所一覧」に記載しております。

① 毎月検査する項目（省略不可）

1 ヶ月に 1 回、各簡易水道の施設の系統を代表する給水栓において、水質基準項目のうち 9 項目について、水質検査を行います。

② 3 ヶ月に 1 回以上検査する項目

3 ヶ月に 1 回、各簡易水道の施設の系統を代表する給水栓において、水質基準項目のうち 3 2 項目（①を含む）について、水質検査を行います。3 2 項目のうち、一部過去の検査結果により省略や検査回数の減が可能ですが、水道水の安全性及び水質変化の確認のために行うものです。

③ 全項目

過去の検査結果並びに水源その他の状況からの判断により、1 年に 1 回あるいは 3 年に 1 回まで省略が可能な項目がありますが、水道水の安全性及び水質変化の確認のため、1 年に 1 回、各簡易水道の施設の系統を代表する給水栓において、水質基準項目の全項目について、水質検査を行います。

④ 原水の検査

水質基準の適用を受けない原水については、1年に1回、各簡易水道の水源地施設の出水において、水質基準項目のうち消毒副生成物を除いた40項目について、水質検査を行います。

また、耐塩素性病原生物（クリプトスポリジウム等）の汚染の可能性を判断するため、3ヶ月に1回、指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）の検査を行います。これに加え有機フッ素化合物（PFOS、PFOA）の含有がないか確認するための検査を年1回行います。

4 臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化がある場合に、必要に応じて水源、給水栓等から採水し、臨時の検査を行います。

- （1）水源の水質が著しく悪化したとき。
- （2）臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき。
- （3）水道施設（配水池、配水管、送・導水管等）が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- （4）その他（利用者からの苦情、水質相談など）必要があると認められるとき。

上記のような水質変化により、浄水処理等の対応ができずに給水栓の水で水質基準値を超えるおそれがある場合、ただちに給水を停止するとともに、水質検査を実施し、検査結果から水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで検査を行います。

5 水質検査の委託とその選択基準

検体の採取・水質検査・成績書の発行までの水質検査業務を水道法第20条に基づき指定登録されている水質検査機関に委託します。

委託先の選択基準については、検査精度・信頼性を考慮し、厚生労働省が主催する「水質検査の精度管理に係る調査結果（Zスコア）」で結果が優秀であり、全51項目を自社分析でき、臨時検査時の迅速な対応により検査結果が出せる等、検査体制が整備されている検査機関とします。

6 水質検査計画及び検査結果の公表並びにご利用の皆様 의견

水質検査計画は、安心・安全な水道水を提供するため、過去3年間の水質検査結果を基に、水質の安全性を判定、評価し、毎年度見直しを行い、状況に応じてその都度改正を行う場合があります。このような、安心・安全な水道水の供給への取り組みをご理解いただく等の趣旨により、水質検査計画及び過去3年間の検査結果を公表します。南小

国町建設課住宅水道係にて閲覧できます。また、南小国町のホームページに掲載します。

なお、結果については、ホームページでは各簡易水道の過去3年間の検査結果の最大値の集計を掲載し、詳細については建設課水道住宅係にて閲覧できます。

また、水質検査計画を公表することにより、町民の皆様からご意見をいただき、水質検査計画の見直しの際にご意見を反映し、より安心・安全な水道水の供給を目指します。

[illegible]

水質基準項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		11月	12月	1月	2月	3月	検査回数
								浄水	原水						
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
3	カドミウム及びその化合物							●	●						1
4	水銀及びその化合物							●	●						1
5	セレン及びその化合物							●	●						1
6	鉛及びその化合物							●	●						1
7	ヒ素及びその化合物		□			□		●	●			□			1 (4)
8	六価クロム化合物							●	●						1
9	亜硝酸態窒素		●			●		●	●			●			4
10	シアン化物及び塩化シアン		●			●		●	●			●			4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		●			●		●	●			●			4
12	フッ素及びその化合物		●			●		●	●			●			4
13	ホウ素及びその化合物		●			●		●	●			●			4
14	四塩化炭素							●	●						1
15	1,4-ジオキサン		●			●		●	●			●			4
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン							●	●						1
17	ジクロロメタン							●	●						1
18	テトラクロロエチレン							●	●						1
19	トリクロロエチレン							●	●						1
20	ベンゼン							●	●						1
21	塩素酸		●			●		●				●			4
22	クロロ酢酸		●			●		●				●			4
23	クロロホルム		●			●		●				●			4
24	ジクロロ酢酸		●			●		●				●			4
25	ジブromクロロメタン		●			●		●				●			4
26	臭素酸		●			●		●				●			4
27	総トリハロメタン		●			●		●				●			4
28	トリクロロ酢酸		●			●		●				●			4
29	ブromジクロロメタン		●			●		●				●			4
30	ブromホルム		●			●		●				●			4
31	ホルムアルデヒド		●			●		●				●			4
32	亜鉛及びその化合物							●	●						1
33	アルミニウム及びその化合物							●	●						1
34	鉄及びその化合物		●			●		●	●			●			4
35	銅及びその化合物							●	●						1
36	ナトリウム及びその化合物							●	●						1
37	マンガン及びその化合物		○			○		●	●			○			4
38	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）							●	●						1
40	蒸発残留物		●			●		●	●			●			4
41	陰イオン界面活性剤							●	●						1
42	ジェオスミン		●			●		●	●			●			4
43	2-メチルイソボルネオール		●			●		●	●			●			4
44	非イオン界面活性剤		●			●		●	●			●			4
45	フェノール類							●	●						1
46	有機物等（TOCの量）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
47	pH値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
48	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
49	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
50	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
51	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
	指標菌検査		●			●			●			●			4
	有機フッ素化合物検査（PFOS・PFOA）								●						
項目検査回数		9	33 (34)	9	9	33 (34)	9	51	40	9	9	33 (34)	9	9	
	○ マンガン及びその化合物について、令和4年度から3ヶ月に1回実施														
	□ 波居原配水区において水質変化を確認するため実施														

別紙 2 採水場所所在地一覧

配水区・配水系統名		採水場所		採水方法
中原配水区	原水	中原水源地（湧水）		集水槽のオーバー水
赤迫配水系統	浄水	中原湯田地区	個人宅の給水栓	屋外足洗い場の水栓
中原配水区	原水	横道水源地（湧水）		集水槽のオーバー水
中原配水系統	浄水	中原瓜上地区	中原保育園	屋外手洗い場の水栓
中原配水区	原水	下中原水源地（深井戸）		取・送水ポンプの取付水栓
下中原配水系統	浄水	中原地蔵原地区	個人宅の給水栓	屋外手洗い場の水栓
市原配水区	原水	立岩水源地（湧水）	立岩水源公園	水汲み場
市原配水系統	浄水	赤馬場市原上町地区	市原保育園	屋外手洗い場の水栓
満願寺配水区	原水	志童子水源地（湧水）		取・送水ポンプの取付水栓ホース
満願寺配水区	浄水	満願寺志津地区	南小国町公民館満願寺分館	屋外手洗い場の水栓
満願寺西配水区	原水	星和水源地（深井戸）		取水ポンプの取付水栓ホース
星和配水系統	浄水	満願寺星和地区	星和水源地	屋内手洗い場の水栓
瀬の本配水区	原水	瀬の本水源地（深井戸）		取水ポンプの取付水栓
瀬の本配水系統	浄水	満願寺瀬の本地区	個人宅の給水栓	駐車場の水栓
黒川配水区	原水	平野台水源地（湧水）		集水槽のオーバー水
黒川第 1 配水系統	浄水	満願寺黒川地区	個人宅の給水栓	屋内手洗い場の水栓
黒川配水区	原水	同上		
黒川第 2 配水系統	浄水	満願寺黒川地区	黒川保育園	屋外手洗い場の水栓
波居原配水区	原水	波居原水源地（湧水）		取・送水ポンプの取付水栓
波居原第 1 配水系統	浄水	満願寺長迫地区	南小国町公民館波居原分館	屋外の水栓